

11月教育委員会会議録

日時：令和5年11月24日（金） 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和5年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。 和泉委員、木阪委員よりお願いします。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、報告事項3、協議事項1は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>それでは、報告事項3、協議事項1については非公開で審議することといたします。</p> <p>本日の報告事項1は議案第1号から第6号までの審議に関連がありますので、審議に先立ちまして、報告事項の説明をさせていただくこととしたいと思います。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>10月17日に議会及び知事に対して行われた「令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要について御報告します。資料の82ページをお開き下さい。本年の給与勧告のポイントは、資料上段の枠囲みにありますとおり、本年度の月例給与及び特別給与について引上げ改定とされたことです。それでは、勧告等の内容のうち、教育委員会に関係する主なものについて資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、「1 職員給与と民間給与との比較」についてです。(1)の月例給与については、民間給与が職員給与を、1人当たり平均で、額にして3,766円、率にして1.05%上回っております。</p> <p>次に、(2)の特別給与については、民間事業所で支払われた支給割合は4.51月分となっており、職員の現行の支給割合である4.40月を0.11月分上回っております。この調査結果と国の人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果が、83ページの「2 給与勧告の内容」です。</p> <p>まず(1)「月例給与」についてですが、民間給与との均衡を図るため、人材確保の観点等を踏まえながら初任給与や若年層に重点を置いて、給料表を引上げ。</p> <p>次に(2)「特別給与」についてですが、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分、年間0.1月分引上げることが必要とされています。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>最後に（４）の実施時期については、令和５年４月１日から実施するとされているところです。勧告等の内容のうち、教育委員会に係る主なものは以上です。</p> <p>ただいま、教職員課から報告事項１について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項１については、以上のとおりとします。 それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第１号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、議案第１号「令和５年度山口県一般会計補正予算（第４号）」についての意見の申出について御説明いたします。資料①の６ページ「令和５年度１１月補正予算(案)の概要」の「１歳出予算」を御覧ください。これは、先ほど報告がありました人事委員会勧告に基づき、給与費の所要の補正を行うものでございます。給与の主な改定内容は、表にお示ししているとおりで、ページ戻りまして、５ページの一番上の段にありますとおりで、県教委関係の補正額合計は、１億３千４百５十九万六千円でございます。続きまして６ページにもどっていただき、２の繰越明許費でございます。表に記載してありますとおりで、入札の不調でありますとか、現地調査の結果等によりまして、予算の繰越が必要と見込まれるものにつきまして、合計で３億２千４百六十四万二千円を繰越明許費として計上しようとするものでございます。この補正予算につきましては、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異論ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、教育政策課から議案第１号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第１号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第１号を承認いたします。 続いて議案第２号から議案第６号については、関連がありますので、まとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第２号及び第３号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。お手元の資料①の１０ページをお開きください。 まず、１の改正の趣旨ですが、人事委員会勧告に基づき、一般職の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものです。２の改正の概要、（１）の給料表の改定ですが、全給料表について、引き上げ改定をしようとするものです。</p>

次に、(2)の諸手当の改定の「イ 期末手当」についてですが、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ、1.225月分とするものです。「ウ 勤勉手当」についてですが、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.025月分とするものです。今回の改正によりまして、両手当の年間の支給割合は0.10月分引き上がることとなります。3の施行期日ですが、規則で定める日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしたいと考えております。

次に議案第4号について、資料①の58ページにより、御説明いたします。「知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」についてです。1の改正の趣旨ですが、人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定を踏まえて、特別職関係の二つの条例の一部を改正しようとするものです。具体的な内容について説明します。2の改正の概要ですが、期末手当について、各支給期における支給割合を改定するものです。令和5年度の支給割合については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とし、令和6年度以降の支給割合については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.70月分とするものです。今回の改正により、年間の支給割合は0.10月分引き上がることとなります。3の施行期日ですが、規則で定める日から施行し、令和5年12月1日から適用することとしたいと考えております。ただし、期末手当の令和6年度以降の支給割合については、令和6年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第5号及び第6号の2本の条例について、資料①の65ページと72ページに概要をのせていますが、同様の内容であることから、72ページで二つの条例の改正について御説明いたします。

「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてです。1の改正の趣旨ですが、人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定を踏まえて、会計年度任用職員及び会計年度任用学校職員に関する各条例の一部を改正しようとするものです。また、地方自治法の一部を改正する法律等により会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるとされたことから、所要の改正を行うものです。具体的な内容について説明します。2の改正の概要、(1)報酬等の上限額の引上げ改定ですが、パートタイム及びフルタイムの各職員の報酬、給料について、その上限額を改定するものです。(2)勤勉手当の支給ですが、常勤職員の例により、勤勉手当を支給することとするものです。3の施行期日ですが、令和6年4月1日から施行したいと考えております。

最後に、各条例の新旧対照表については、別冊資料を御用意しております。以上のとおり、改正条例の制定について、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異論ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま、教育政策課から議案第2号から議案第6号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

	<p>議案第2号から議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第2号から議案第6号を承認いたします。 続いて議案第7号について、まず、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第7号、公立大学法人山口県立大学からの附属高等学校の設置に関する要望への対応につきまして、始めに教育政策課から、先月の教育委員会会議後の対応の経緯や、県教委としての回答について説明し、その後、高校教育課から今回の回答に至る具体的な検討の内容について説明させていただければと考えております。</p> <p>本議案に関しましては、資料①の75ページからが該当部分となりますが、資料の説明に先立ちまして、本議案に関する対応の経緯について説明をさせていただきます。</p> <p>去る9月21日、県立大学から、周防大島高校を附属高校としたい旨の要望を受けた後、10月の教育委員会会議では、事務局から、要望に至る経緯及びその内容、また、検討を進める上での観点や課題について報告し、様々な御意見等いただきました。その後、協議内容等も踏まえ、事務局において更に検討を進めるとともに、県立大学や大学を所管する総務部との協議も重ねてまいりました。また、今月には、周防大島高校を訪問して校長から意見を伺い、併せて、授業での生徒の学習状況等も見学しました。県立大学を訪問した際には、岡理事長さんや田中学長さんから、附属高校に対する思いなどをお聴かせいただきました。そして、今回の附属高校化が、本県でこれまで例のない事案であることから、現地での調査には、教育委員の皆様も参加していただいたところ です。</p> <p>それでは、資料①の76ページを御覧ください。こちらは、県立大学の要望に対する県教委の回答書の案となります。まず、1のとおり、県立周防大島高等学校を県立大学の附属高等学校とすることについて、また、2のとおり、開校時期を令和8年4月を目標とすることについては、いずれも了承することとしてはいかがかと考えています。具体的な検討状況等については、後ほど、高校教育課から説明をいたします。また、3の設置者変更の方法については、県立大学と県教委が協議の上決定することとされているところ、年次進行、一斉変更それぞれにメリット・デメリットがあり、協議を継続したいと考えています。設置者変更の方法については、本日の御意見等も踏まえ、できるだけ早く県立大学との調整を終えたいと考えており、その結果については、委員の皆様にも御報告をさせていただきたいと考えています。当課からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>続いて、高校教育課から説明をお願いします。</p>

続いて、高校教育課からは、山口県立周防大島高等学校の設置者変更についての検討の状況等を御説明します。資料77ページを御覧ください。設置者変更の検討に当たっては、10月の教育委員会会議でお示ししましたとおり、周防大島高校の選定理由の妥当性や周防大島高校の教育内容等の充実の可能性の観点から行ったところです。では、「1 検討状況」を御覧ください。(1)の周防大島高校の選定理由の妥当性についてです。資料79ページの参考資料にもお示ししているとおり、山口県立大学において、附属高校の候補校を周防大島高校に選定した理由として、「県立大学との教育的つながり」、「人材育成の観点」、「県外流出の防止」が挙げられており、それぞれについて検討いたしました。77ページにお戻りください。

1点目の「県立大学との教育的つながり」についてですが、県立大学の各学部での教育活動は、周防大島高校でのグローバルな視点を育む多様な取組や島の豊かな教育資源を活用した課題解決型学習など、周防大島高校で行われている様々な特色ある教育活動とつながりがあると考えました。

2点目の「人材育成の観点」ですが、県立大学がめざす未来の山口県を担い活躍する人材の育成については、周防大島高校の生徒が地域課題の解決等に向けて取り組んでいる探究的な学びを、県立大学で発展的に取り組むことにより、大きな成果が期待できると考えました。

3点目の「県外流出の防止」に関してですが、県立大学がめざす若者の県外流出の防止については、周防大島高校の生徒が地域の方々と連携して取り組む課題解決型学習などを通して、郷土への愛着を深め、山口県で活躍したいという意欲を醸成することにより、推進することができると考えました。

次に、(2)の周防大島高校の教育内容等の充実の可能性についてです。周防大島高校では、前回の教育委員会会議でも取組例をお示ししたとおり、特色・魅力ある教育を行っているところですが、それぞれの取組が県立大学の附属高校となることでどのように充実するかを検討しました。

まず、「地域連携・地域貢献」についてです。現在、周防大島高校では、周防大島を中心に地域と連携した取組を実施していますが、県立大学の附属高校となることで、全県的な視点をもって地域連携・地域貢献を考える学びが展開されることとなり、生徒の教育活動の範囲が広がることを期待できると考えています。

次に「高大連携」についてですが、周防大島高校で行っている探究的な学習に、県立大学の学生や教員が継続的に関わることで、専門的な学びや幅の広い学びが展開され、教育内容の充実が期待できると考えています。こうした高大連携による探究学習の充実については、78ページ「探究的な学習等」においても記載していますが、高校3年間で解決できなかった地域課題などについて、引き続き県立大学で取り組むことが可能となり、長期的な展望をもった探究的な学習をより充実させることができると期待しています。例えば、ニホンアワサングの生態を調べる際に、県立大学が新たに設置する情報社会学科でのデータサイエンスを活用したり、県立大学が連携しているハワイ大学カウアイコミュニティカレッジとの交流により、大学でも継続してハワイの文化について学んだりすることが可能となります。また(3)

<p>教 育 長</p>	<p>のその他に示していますとおり、県立大学との連携で得られた教育実践の成果を、県内の高校に波及させることで、県全体の高校教育の更なる充実が期待できると考えます。</p> <p>これらの観点から検討した結果、教育政策課からも説明がありましたが、「2 要望に対する回答(案)」にお示ししているとおおり、設置者変更及び開校時期について了承することとし、設置者変更方法については、教員配置や教育内容等の課題もあることから、年次進行か開校年度に一斉に変更するかを、引き続き県立大学と協議することとしたいと考えます。なお、3の今後の課題については、まずは、県立大学において検討されることではありますが、県教委としてもしっかりと協力していきたいと考えており、県立大学との間で協議しながら、検討を進めてまいります。高校教育課からの説明は以上です。</p> <p>ただいま、教育政策課、高校教育課から議案第7号についてそれぞれ説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>県立大学さんと、周防大島高校さんにそれぞれ視察に行かせていただいて、お話を聴かせていただきました。その中で、基本的に県立大学側、周防大島高校側も附属化を肯定的に捉えて、周囲も肯定的だという感触を受けました。県立大学さんは、高大連携を更に行うということで、山口県の課題に取り組む人材育成のモデルケースを作りたいという、課題解決型の授業を進められるということです。周防大島高校も、在校生が将来附属高校になることについて高揚感を感じているということを校長先生から聴きましたし、OBや地域の方も賛成という事で、否定的な意見は聞いていないということです。コミュニティ・スクール県内第一号の学校ですけれども、地域の課題解決型での授業を進めているということで、否定的な意見もなく、めざす方向性も似ている、また、取り組んでいる教育課程も似ていて、過年度において、県立大学さんと周防大島高校のコラボレーションをした事業も多数行われており、附属化については、過去にないよい組み合わせだと感じました。そういった面では、附属化については異論ないというのが私の意見です。</p> <p>ただ、少し意見を言わせていただきます。まず、連携のカリキュラムを編成していく上で、距離が遠いので、遠隔による授業を実施していくことが求められますが、技術的な部分であるとか、使いこなす準備が更に必要ではないかと感じました。次に、特色ある各種の取組を行ってきた周防大島高校の取組なのですが、この先更に大きく花を咲かせるような、高校の状況を把握して、附属高校としてのカリキュラムの構成や環境の再整備について、県立大学さんには更に努力をしてほしいと思います。地元の協力をもって特色化を打ち出してきた学校ですので、地元との協力関係を維持しながら進めないと、さらなる魅力化には結びつかないのではないかと感じました。この先、附属高校になったとしても、より魅力的な学校になるための取組というのは、県の命題だと思っております。附属高校になりますと、県立高校とはやはり求められる部分が変わってくるのではないかと思います。これまで、県内において周防大島高校が担ってきたポジション、特色が附属高校化で継続できない部分もでてくるのではないかとというのが心配</p>

です。そういった場合、県立高校側が受け皿を県全体として、すべての子どもに寄り添って、個別最適化をめざすという受け皿づくり、その検討が必要であると感じました。県立大学さんも、現在も周防大島高校と連携して、いろいろな取組をしていらっしゃるようですが、附属高校を設置して、高大連携をより緊密に行っていく上で、人材育成のため、さらなる努力をお願いしたいと感じています。私としては、異論ないということです。

小 崎 委 員

私も周防大島高校、また県立大学を訪問させていただき、直にお話を聴かせていただきました。それまで周防大島高校についてまったく知識がなかったので、どういう高校かわからなかったのですが、こういう子が育っていくのかというのを感じることができました。また、校長先生の熱い思い等を聴かせていただいたこともよかったです。

どちらかという、県立大学さんの方が、まだ、思いが伝わってこない、周防大島高校を附属化することに対して、もっと積極的に情報等も出していただきたいし、そういうことがわかる場をつくってもらいたいと思いました。田中学長さんが、「周防大島高校の生徒さんの意見も聴いてみたいですね。」と言われていましたが、そういうことは早くしてくださいとそのとき思いました。今の現役の高校生と会って、その子たちがどういう状況で育って、どういう授業を受けているのか等、実際に見てみないと、進むことも進まないのではないかと思います。この附属高校化は、とてもいい取組だと思うので、是非、熱い思いをもって進めてもらいたいと思います。現場を見ていただきたいです。高校生や地元の人と県立大学の人と触れ合ってほしいと今は、すごく感じています。

和 泉 委 員

11月に入ってから、複数回周防大島の方に行かせていただき、また県立大学でも理事長さんをはじめ先生方の想いを聴かせていただきました。校長先生がおっしゃっていましたが、高校の先生も最初は戸惑っているところもあったが、今は期待しかない、島民の方々からそういった期待する声を聞いていると言われておりました。高校側の方は期待が大きいのだと感じました。実際に周防大島高校さんがされている地域に根付いた探究的な活動は、全国的な賞もいただいていたりにして、私がイメージしたよりもはるかに活躍されている高校さんだと感じました。先週の土曜日に行かせていただいたときは、県立大学の学生と周防大島の高校生がグループディスカッションをして、島じゅうキャンパスのプロジェクトの活動について熟議を行い、アイデアを生かしてどのように具体化していこうか等、非常にいいまとめを聴かせていただきました。これが附属高校になったときに、日常的に行われていけば、高校生の方も地域貢献をめざして更に学んでいこうという思いが強くなり、山口県の地域貢献に資するような人材が、3プラス4年の教育課程の中で育成されていくのではないかと、非常に大きな意義があると感じました。そういった将来的な期待を含めて、私も附属高校になることは、山口県としてもよいチャレンジになると思います。資料の中にも、県外流出の防止ということでお示ししていただきました。県東部の方も、他県への流出があるということで、いろいろな課題があると思いますが、そういった特色ある高校が県東部

にできて、全国募集によって、もっと県外から高校生が集まってもらえたらいいなと思います。現に、近隣の島根県や広島県は、島にそういった高校があって、非常に注目されている成功例がありますので、是非山口県にもそういった成功例ができたらいなと思いますし、それ以上の成果を上げられるような高校ができてくれればと思います。期待も大きい分、是非、成功してもらわないと困ると思います。現在、周防大島高校の全校の定員が270名のところ、180名と3分の2しか生徒がいないという現状、あれだけいい活動していながら、生徒がいないということは、もっと魅力を発揮していかなければならないし、広報活動をしていただきながら、附属高校というプラスアルファでもっと宣伝していただき、高校生がたくさん集まるようなことが実現できるようがんばっていただきたいと思います。先行事例として、奈良県立大学の附属高校の事例がありますが、調べたところ、そこではこれまで倍率が1倍ちょっとだったのが、3倍くらいに上がったということだったので、附属高校になったら、プラスアルファの魅力を全面的に押し出してほしいと思います。3年間で県立大学さんといろいろな活動を行い、更に県立大学へ進学することで地域貢献を展開していく、その後県立大学を卒業し、それこそ地域に根付いた起業等までいけばうれしいですが、将来、山口県に貢献できる人材を育成できるという実績を上げていただけるよう、大きな希望を感じております。

木 阪 委 員

佐野委員さんと同じところがありますが、私も附属化に異論はありません。高校側も大学側も親和性があると思っております。私は県東部に在住しておりますが、実際に周防大島高校さんを訪問しまして、それまでのイメージが180度変わりました。周辺がその潜在能力に気づいていなかったことを反省しております。ますます伸びしろがある、潜在能力がある学校であるということも思い知らされました。先進的だなとも思いました。今どきの表現で言えば、ウェルビーイングな学校なのかもしれない、それが身近にあったと感じました。進学に力を入れる学校という側面と、そこで心地よく学ぶという側面は相反することなのかもしれないが、それが共存できる、そういった潜在能力をもつ学校であると感じました。また、寮の施設であったり、地域の理解であったり、そういったところは文句の付け所がない印象を受けました。先ほど、説明がありましたが、地域創生科の存在があって、県外からの生徒をいかに取り込むかということがこれからの課題だと思っております。観光ではインバウンドというような表現を使いますが、そういった意味合いでも、生徒さんを地域から呼び込み、県東部、県全体での刺激となる存在になると思っております。また、全県的な広い視野をもってと資料にもありましたが、周防大島に県立大学のキャンパスができるようなよい影響を及ぼしてくれるのではないかと考えております。県東部への連携の強化の充実が期待されるかなと思います。後は事務的な業務について、双方踏み込んですり合わせが必要であると思っております。年次進行、一斉変更するかは、事務的な問題や双方の考えで悩ましいとは思いますが、個人的には一斉変更がいいのではないかと考えております。

藤 田 委 員	<p>私も附属化に関しては賛成の方向で考えております。ほとんど意見は出尽くしたのですが、設置者の変更ということで、これまでの高校再編とは違いますので、教育現場が混乱を起こさないようスムーズに進めていただきたいと思います。また、校長先生が情熱をもって教育にあたっておりますので、そういった熱量が落ちないことを願います。更に、定員割れをしておりますので、やはり数は力です、周防大島で一緒に学ぶ仲間が増えた方が、これから先を考えても、そこで学ぶ生徒の励みになりますし、力になりますので、県立大学さんの責任というのもすごく重くなることと思いますが、がんばっていただきたいと思います。最後に、教育の現場というのは、子どもたちを主役として考えてほしいと思います。周防大島の先生方のお話を聴きましたが、生徒たちはどう感じているのかということも、どこかの機会ではアヒアヒしてもらって、皆にとっていい方向に進むように考えてもらえたらと思います。</p>
教 育 長	<p>皆さん賛成という御意見をいただきましたが、附属高校設置がゴールではなく、これからが県立大学にとっても、県教委にとっても、県内で初めての附属高校ということですので、県教委が教育の充実に向けてどうやっていくかの試金石になると考えております。附属高校をこれからどのような学びの場、学校生活の場にしていくのかということも、県教委と県立大学が力を取り合って連携して考えていかなければならないと私は思っております。</p>
教 育 長	<p>議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第7号を承認いたします。 それでは、報告事項にもどります。 報告事項2について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>報告事項2、令和6年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について御報告いたします。会議資料①の86ページから、実施要領の概要についてまとめたものをお示ししておりますので、これをもとに御説明いたします。</p> <p>本実施要領は、7月11日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月24日に発表したところです。2の(1)にありますように、入学者選抜の第一次募集における学力検査は3月6日に国語、数学、英語、社会、理科の順で行います。</p> <p>次に、3の推薦入学ですが、面接等は2月7日に実施いたします。また、88ページの「4 多部制定時制高等学校特別入学者選抜」、 「5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜」及び89ページの「6 第二次募集」については、日程以外に前年度からの変更はございません。</p> <p>なお、89ページの「7 秋季入学者選抜」については、8月20日に実施いたします。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>最後に91ページを御覧ください。ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について主な内容をお示ししております。3のところですが、3月4日に検査を実施いたします。</p> <p>なお、令和6年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、先般11月13日に、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした、本実施要領に関する説明会を行い、記載内容の周知を図ったところであります。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。以上です。</p> <p>ただいま、高校教育課から報告事項2について説明がありました。が、意見、質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>連携型中高一貫教育のところ、先ほどの周防大島高校さんの入学選抜についても書かれています。その辺り、この先の流れによっては、来年度入学される方々が何らかの影響を受ける可能性があると感じるのですが、追加で何らかの説明等はないのでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>今、佐野委員お示しの件でございますが、先ほどの設置者変更の方法について、一斉変更か、年次進行で移行するかというお話がありました。設置時期の目標が令和8年度となりますので、もし一斉変更という方向性になりましたら、現在の中学校3年生が高校3年生になるときに附属高校となるということで、影響を受ける可能性はあります。そうした意味でも、一斉変更か、年次進行になるかについては可能な限り早く決定をし、現在の中学3年生に示す必要があると考えています。一斉変更になる場合には、その旨、中学生にも周知したいと考えています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p> <p>それでは、協議事項に入りたいと思います。協議事項2について、地域連携教育推進課から説明をお願いします。</p>
<p>地域連携教育推進課長</p>	<p>私からは「山口県子ども読書活動推進計画 第5次計画（素案）について」御説明いたします。資料①の93ページをお開きください。92ページに概要版を載せておりますが、素案の方で説明をさせていただきます。それでは、改めて96ページをお開きください。</p> <p>まず、第1章の計画策定の趣旨ですが、本計画は子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定するもので、国が5年ごとに策定する「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を受け、これまで4度にわたる改定を重ねてまいりました。計画期間につきましては、国の計画と本県の教育振興基本計画との整合を図り、令和5年度から令和9年度までの5年間としております。次ページの第2章では、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化として、法律の制定やコロナ禍による影響など、国の動向と社会情勢から4つの点について記載しております。1枚めくっていただき、99ページの第3章では、第4次計画における取組の課題として、家庭においては、読書習慣の定着に向けた取組の充実、保護者への意識啓発と幅広い情報発信。地域においては、蔵書や関連資料の整備、ボランティア活動への支援、</p>

	<p>司書等の計画的な研修。学校においては、発達段階に応じたきっかけづくり、公立図書館との連携、データベース化の促進、司書教諭や学校司書の配置促進を挙げております。続いて、107ページをお開きください。第4章の基本方針では、国の基本方針と本県の第4次計画における課題等を踏まえ、「家庭、地域、学校等が連携した社会総がかりによる読書活動の推進」、「子どもの読書活動を支える人材の育成」、「普及啓発活動の促進」を基本方針とし、社会総がかりで子どもの自主的な読書活動を推進することとしております。</p> <p>この基本方針の下、109ページの第5章では、子どもの読書活動を推進するための方策として、取組の主体となる家庭、地域、学校、公立図書館、山口県子ども読書支援センターの役割と課題解決に向けた具体的な取組について記載しております。特に、本に触れる機会が多い学校や公立図書館において、国の計画のポイントである「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」の取組が促進されるよう配意いたしました。また、後半では、これらの取組を支える人材の育成と適切な配置、読書活動の普及と啓発を図る活動の促進について記載しております。120ページの第6章では、読書活動を効果的に進めるために必要な推進体制の整備と読書ボランティア団体との連携・協働、財政上の措置について記載し、第5章の成果をはかる指標として、12の努力目標を設定し、それぞれの進捗状況を確認しながら、計画全体の推進を図っていくこととしております。</p> <p>最後に、この素案につきましては、今後、文教警察委員会とパブリック・コメントでの御意見を踏まえた上で、2月の教育委員会会議で最終案としてお示ししたいと考えています。説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま、地域連携教育推進課から協議事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>読書活動ということで、何回か図書館や図書室を視察させていただきましたが、活発に利用されている図書館というのは、そこにはしっかりとリードする司書さんがいらっしゃったと感じました。今回も資料の後半のところに、子どもの読書活動を支える人材の育成とありますが、やはり読書を利用した学習をするとき、読書が魅力的であるとか可能性を感じさせるためには、専従でついていらっしゃるような職員が魅力であったり活用方法であったりを伝える力が必要であると感じました。是非、その辺り人材育成を進められて、子どもたちに読書を利用して、探究的な学習であるとか、いろいろな活動や学習をしてほしいと思います。よろしくお願いたします。</p>
地域連携教育推進課長	<p>ありがとうございます。人材育成に関しては、学校図書館に関わる司書教諭の有資格者、学校司書の配置率を上げることが必須であると考えております。その上で、研修等を充実していき、様々な取組、あるいは指導等ができるよう支えていきたいと思っております。</p>
小 崎 委 員	<p>学校司書になるには、教員採用試験と同じ形ですか。そういう試験があるのでしょうか。</p>

地域連携教育推進課長	<p>特に試験はございません。市町によって学校司書を採用しておりますが、会計年度任用職員として、資格を求めるところとそうでないところがございまして、市町によってまちまちでございます。採用に当たっては、会計年度任用職員としての面接等は当然でございますが、私の方では承知はしておりません。</p>
小 崎 委 員	<p>なりたい人が少ないのでしょうか。</p>
地域連携教育推進課長	<p>そうですね、興味のある方が、申し込まれて採用されればそのように働くということです。</p>
小 崎 委 員	<p>各学校に常駐の司書さんがいたらいいなと思います。佐野委員が言われたように、司書さんの存在はとても大切だと思っているので、その方が、大げさに言えば、子どもたちを読書好きにするか、いかに図書館に引き込むかという力が必要になってくると思うので、そういった面でも、学校司書をアピールするような、そういった活動ができればいいなと思うのと、子どもたちに本を読むことの楽しさを味わってもらうには、変わったことをしていかなければならないと思います。例えば、今年度、教職員課が採用試験についてPR動画を作られています。それと同じように、読書ってこんなに楽しいというような動画をつくって、誰もが見れるようにした方がいいと思います。いろいろな行事、活動があると思いますが、それをもっとアピールしていかないと、こっちが調べないとわからないではなく、調べなくても自然と情報が入ってくるような、今こういうことをしているのがわかるような取組が必要だと思います。</p>
地域連携教育推進課長	<p>そのような形で周知、徹底を図っていくということも確かに大事だと感じました。特に学校司書については、保護者やPTAも含めてですが、学校図書館にボランティアで関わっておられる方々を巻き込んでいくというような地道な取組も必要であると考えています。環境の整備や蔵書の整理、そういったものを学校司書さんと行っていただくことによって、興味を持ってもらえるのではないかと思いますし、実際に保護者の方には、やってみたいが敷居が高いなど、行きづらさをかかえていらっしゃるようなので、学校からも、教育委員会からも積極的な声かけを行うことで、気軽に足を運んでいただけるような、そういった図書館づくりをめざしていきたいと思います。ありがとうございました。</p>
藤 田 委 員	<p>私は本が好きで、読書でこれまでの人生を助けられた記憶もありますので、是非、こういう活動は進めていただきたいと思っています。やはり、本が好きな子は、だまってても図書館や本屋に行ったりするので、いかに本に興味がない子の興味を引くかという視点が大切だと思います。先ほど小崎委員が言われたように、これまでとは全然違うような情報発信の仕方を考えていただきたいのと、読書ボランティア団体からの支援もありますので、こういった読書ボランティア団体を紹介するような、県民が簡単に知れるような機会をもっていただけた</p>

	<p>ら、もしかしたら、私もそうですが、お手伝いしたいと思っ ても、その窓口がわからなかったので、結局思うだけで終わっ てしまうので、身近な情報発信元ができたらいいなと思いま す。これから期待していますので、どうぞよろしく願いまし ます。</p>
<p>地域連携教育推進課長</p>	<p>情報発信につきましては、様々なSNS等を通じて、それぞれのボ ランティア団体の取組等を周知していきたいと思ひますし、表彰制度 も活用していきたいと思ひています。幼児期から読書習慣を定着させ ることが非常に大事になってきておりますし、今デジタルコンテンツ 等も増えてきておりますので、子どもたちが持っている1人1台端 末、そういったものを使いながら、コミュニティ・スクールの取組と してもそういったところに力を入れてもらえるようはたらきかけてい きたいと思ひます。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>いくつか、学校の図書館で先進的な取組をしておられる学校を視察 させていただきました。非常に熱心にされており、私の頃の図書室と は違って活発にされていると感じました。熱心なボランティアの方や 司書さんがおられる学校はいいと思うのですが、そうはいつでも、熱 心な善意だけに頼ってもなかなか普及は難しいと思ひますので、やは り司書教諭さんの活躍というのが、学校ではもっと活躍できる先生方 がおられるのではないかと思うのです。更に充実させるために、司書 の資格を取るための行政からの支援、資格を持った人のインセンティ ブであるとか、教員の方が資格をとったらいいことがあるよというよ うなことはあるのでしょうか。支援的な部分はあるのでしょうか。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>司書教諭を有する者へのインセンティブということですが、採用試 験においては、考慮事項として資格を持っている方を採用に当たっ て、そういう項目はございます。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>いったん教員になった先生が、プラスアルファで資格をとるとい う制度はあるのでしょうか。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>特にはありません。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>引き受けてくださる先生の善意に頼るといことなんでしょうか。 そういったことも支援があるといいと思ひます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思ひます。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明 をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和5年12月19日（火） 午後2時を予定しております。よろしく願ひます。</p>